

社会福祉法人風車会 役員等の報酬・費用弁償規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人風車会（以下「風車会」という。）の役員及び評議員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) この規則において「役員」とは、社会福祉法人風車会定款により定められた、理事長、理事及び監事をいう。
- (2) この規則において「評議員」とは、定款に定められた評議員をいう。
- (3) この規則において「費用弁償」とは、風車会における理事会、監事会及び評議員会に出席した場合における出席旅費並びに風車会の業務遂行のため出張した場合の出張旅費をいう。

(報酬)

第3条 理事長に報酬を支給する。

- (1) 理事長に対する報酬は、前期 200,000 円、後期 200,000 円とする。
 - (2) 理事長の報酬は、7月と12月に支払う。
- 2 役員及び評議員が定款に定められた会議に出席した場合には日当を支給する。
この場合の日当は、11,137 円（差引支給額 10,000 円）とする。

(費用弁償)

第4条 役員が理事長の命により出張した場合には、職員の旅費規程に準じて旅費を支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、社会福祉法人風車会職員旅費規程による最上位の額とし、日当は1日につき3,000円、宿泊料は1夜につき15,000円を支給する。

(旅費の準用)

第6条 この規則で定めるもののほか、旅費の支給に関しては、社会福祉法人風車会職員旅費規程を準用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。